

鹿児島工業高等専門学校エネルギー管理内規

(目的)

第1条 この内規は、独立行政法人国立高等専門学校機構エネルギー管理標準に基づき、エネルギーの使用の合理化の取組を効率的に推進することを目的とする。

(管理組織)

第2条 エネルギー管理実務担当者を総務課施設係に設置する。

(業務内容)

第3条 エネルギー管理実務担当者は、消費実績の把握と分析、省エネルギー活動の推進及び教職員・学生に対する省エネルギーに関する啓発活動を行う。

(空気調和設備)

第4条 次の事項に基づき、空気調和設備のエネルギー管理を実施する。

- (1) 室内温度を冷房 28℃、暖房 20℃とし、中間期は空調電源を停止して、窓の開閉による換気を行う。
- (2) 不在時、放課後及び勤務外は空調運転を行わない。

(ボイラー設備)

第5条 次の事項に基づき、ボイラー設備のエネルギー管理を実施する。

- (1) 寄宿舎地区の温水発生機について、適切な水質の管理を行い、安全な温水を供給する。
- (2) シャワーをこまめに停止する等の水道量削減の啓発活動を行う。

(受変電設備)

第6条 次の事項に基づき、受変電設備のエネルギー管理を実施する。

- (1) 空調停止、消灯、温度設定の緩和により最大電力を抑制させる。
- (2) 変圧器更新の際は、高効率型を採用する。

(照明設備)

第7条 次の事項に基づき、照明設備のエネルギー管理を実施する。

- (1) 不在時及び昼休みは、消灯を徹底させる。
- (2) 照明器具更新の際は、高効率型（LED等）を採用する。

(昇降機設備)

第8条 次の事項に基づき、昇降機設備のエネルギー管理を実施する。

- (1) 学生・教職員のエレベータの使用は、身体的理由、重量物搬入搬出等、特別な理由がある場合に限る。

(事務用機器)

第9条 次の事項に基づき、事務用機器のエネルギー管理を実施する。

- (1) 不使用の電気機器は、電源を切る。
- (2) 休憩時間は可能な限り、節電モードにする。

附 則

- 1 この内規は、平成30年11月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校電気設備利用内規（平成16年6月18日施行）は廃止する。